



世代交代・・事業承継が考えられる時期

経済産業省・中小企業庁より事業承継についてのガイドラインが2016年12月5日に発表となりました。資料によると、今後後継者難による、**廃業予定割合は法人で3割、個人経営で7割**にも及ぶそうです。人口減少、世代交代、少子高齢化と丁度時代の転換期に入っている日本経済、一般誌では「10年後に生き残る会社」が特集されています。

2017年は2020年以降の経済動向を考えても、「何かを新しく始める」または「切り替えのタイミング」等2020年までの準備段階を踏まえると、良い時期かと思われます。

10年後に生き残る会社として特集を受けている会社は、この時期に経済の動向も見据えて何らかのアクションを出している企業がほとんどです。

各総研会社の予想では日本社会全体の経済回復が見込まれるのは2017年秋頃からという話も出ております。

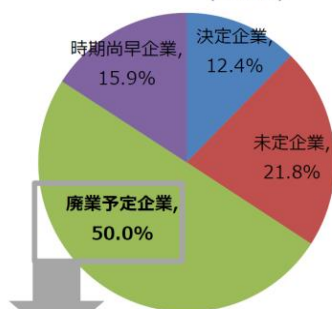
- 経済産業省・中小企業庁 - 事業承継ガイドライン

廃業予定企業の中にも好業績企業は多数存在しており、今後10年について事業承継が円滑に進められるのであれば十分に将来性があると回答する企業もあり。このままだと企業が地域社会に対して創出している雇用や技術、ノウハウについて消失してしまう可能性が高いことが危惧されています。

後継者難による廃業の可能性

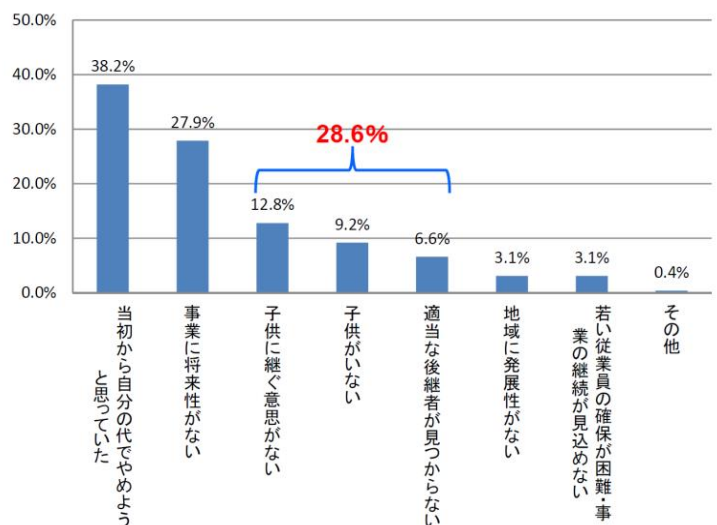
- 60歳以上の経営者のうち、50%超が廃業を予定しており、特に個人事業者においては、約7割が「自分の代で事業をやめるつもりである」と回答している。
- 廃業の理由としては、「当初から自分の代でやめようと思っていた」が38.2%で最も多く、「事業に将来性がない」が27.9%で続く。また、「子供に継ぐ意思がない」、「子供がいない」、「適当な後継者が見つからない」との後継者難を理由とする廃業が合計で28.6%を占めている。

後継者の決定状況について (n=4104)



＜事業形態別の廃業予定者割合＞
 法人経営者：3割が廃業予定
 個人事業者：7割が廃業予定

廃業予定企業の廃業理由 (n=1929)



(出典) 2016年2月 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」(再編・加工)

事業承継を後押しする法改正

近年は親族外の事業承継が増加傾向 **全体の約4割が親族外承継**という状況です。

法律面からも事業承継のサポートが必要とされる時代になってきています。

【経営承継円滑化法の改正】

① **遺留分特例制度の対象を親族外へ拡充**

② **事業承継サポート機能の強化**

→ 事業承継に係る計画的な取り組みを後押し、経営者、後継者等に対して必要な助言を実施

【小規模企業救済法の改正】

① **個人事業者の親族内における事業承継円滑化**

→ 廃業した場合と同じ支給額を事業承継した場合にも行う

② **会社役員の子世代への交代の円滑化**

→ 65歳以上かつ15年以上加入で退任時の支給額を老齢給付と同様にする

③ **小規模企業の経営状況に応じた掛け金の柔軟化**

→ 毎月支払う掛け金の減額にも柔軟に変更可能

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案【承継円滑化法】」の概要

1. 背景

- ・事業承継の形態が多様化し、20年前は親族内承継が約9割であったが、近年は親族外承継が約4割と増加傾向であるため、親族外承継を円滑化するための措置を講じることが必要。
- ・中小企業基本法等で掲げられた「事業承継の円滑化」を促進する施策を措置し、中小企業・小規模事業者の持続的発展を図る。

2. 法律の概要

- (1) 経営承継円滑化法において親族外承継の増加に伴い、親族外後継者が贈与を受けた株式等を遺留分減殺請求の対象から除外する等
- (2) 小規模企業共済において安心して事業承継できる環境を整えるため、親族内で事業承継した際の共済金の支給額を引き上げる等

3. 措置事項の概要

A. 経営承継円滑化法の改正

遺留分特例制度とは

- 安定した会社経営のためには、後継者への株式集中が必要。
- ただし、後継者以外の遺族には遺留分(※)が存在。遺留分の放棄が法的に確定しないと、後継者は後で遺留分相当の株式を請求されるおそれ。
- (※) 相続財産は原則として遺言により自由に処分できるが、遺族の生活保障等のため、遺族に留保される相続財産の一定割合(原則法定相続分の2分の1)。
- 遺留分放棄の確定には、遺留分権利者一人一人が家裁の許可を得ることが必要で手間がかかるため、手続が進みにくい。

○ 後継者が事前に遺留分権利者と合意し、経済産業大臣の確認を受けることにより、家裁の申請手続を後継者が単独で行うことが可能となり、家裁の許可を受けて株式の集中が可能に。

改正内容(1): 遺留分特例制度の対象を親族外へ拡充

親族外承継の割合が増加傾向であるため、遺留分特例制度の対象を「親族外」へ拡大。【第3条～第6条、10条】

改正内容(2): 中小企業基盤整備機構(中小機構)による事業承継サポート機能の強化

事業承継に係る計画的な取組を後押しするため、経営者、後継者等に対して必要な助言を実施。【第15条】

B. 小規模企業共済法の改正

小規模企業共済制度とは = 「経営者の退職金制度」

個人事業者や会社等の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。(中小機構が実施)
(掛金月額: 1千円～7万円)

改正内容(1): 個人事業者の親族内における事業承継の円滑化

現行制度は、廃業した場合に最も多額の共済金を支給するが、個人事業者が親族内で事業承継した場合も、廃業と同様の支給額とする。【第7条、第9条】

<月額4万円で20年間納付した場合の支給額>		
廃業時	1,115万円	(改正後)
親族内承継時	968万円	→ 1,115万円

改正内容(2): 会社役員の子世代への交代の円滑化

現行制度は、「65歳以上かつ15年以上加入」で、会社役員に在籍したまま高い共済金が支給される(老齢給付)。
65歳以上の会社役員については、退任時の支給額を、老齢給付と同様の支給額とする。【第7条、第9条】

<月額4万円で10年間納付した場合の支給額>		
老齢給付	504万円	(改正後)
役員退任	480万円	→ 504万円

改正内容(3): 小規模企業の経営状況に応じた掛け金の柔軟化

現行制度では、経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除き、毎月支払う掛金の額の減額が認められないところ、柔軟に変更可能とする。【第8条】

C. 中小機構法の改正

○ 中小機構による経営者等に対する事業承継サポート機能強化(経営承継円滑化法の改正内容(2))【第15条】

○ 中小機構による「申込金」に係る金融機関への委託業務の廃止(共済加入時の「申込金」を手続き面の簡素化の観点から廃止する。)【第17条】